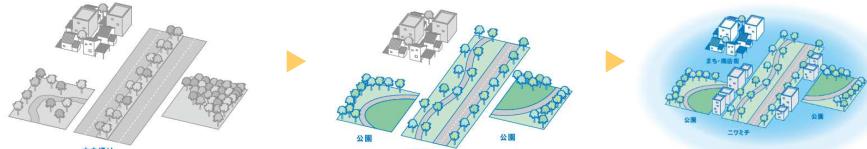




1. “ニワミチよっかいち”景観形成戦略の目的

■景観形成戦略の目的

景観形成戦略は、中央通りの空間整備に関わるデザインの目標を提示することで、異なる活用の担い手（官（国交省・四日市市）・民（複数の事業者））や異なる敷地（道路・公園）を一体的にデザインし、四日市のまちのエリアプランディング・価値向上を実現しようとするものです。中央通りの一連的な景観形成の実現により、沿道空間をはじめとする周辺地域の資産価値・収益力を向上させ、民間投資を促すことで、「まち・さと・みなと」を有する四日市市内はもとより三重県全体へと効果が波及していくような中心市街地の魅力向上を目指します。



2. 景観形成戦略の対象範囲

景観形成戦略の対象範囲は下図に示すように、基本計画の対象範囲に中央通り沿道を含めた範囲とします。

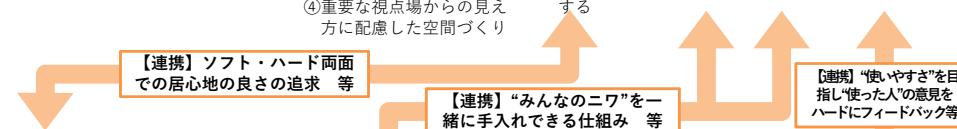
本戦略は、道路や公園等の屋外空間、建物のファサード（顔となる面）の見え方を誘導するものであり、屋内（建物内部）については対象範囲に含まないが、屋外からの見え方に影響が大きい場合は、可能な限り戦略の意図を汲み取り、設計や運用等に配慮してください。



3. 5つの戦略

景観形成戦略は、以下の5つの戦略で構成しており、基本計画に記載されている「形状」・「色彩決定」・「素材」・「仕上げ」の選定の指針となります。

<戦略①> アーバンスケール	戦略② ミドルスケール	戦略③ ミドルスケール	戦略④ ヒューマンスケール	戦略⑤ ヒューマンスケール
<ul style="list-style-type: none"> ・緑・光・舗装の連続性 ・主要構造物の形状および色彩の統一感 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準断面ではなく連続的に変化する断面を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の持つ質感を活かした高質な設え・四日市らしさを表現するデザインモチーフを採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・単一樹種・単一地被ではなく豊かで多様な緑の設えを採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用インフラ、運営に配慮した施設配置
<ul style="list-style-type: none"> ① 緑の連続性 ② 光の連続性 ③ 「地」の舗装の連続性 ④ ベースカラーが統一されたシンプルな形状の主要構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「図」の舗装のゆるやかな変化 ② きめ細やかな「ニワ」の変化 ③ 緑地での緩やかな起伏形状 	<ul style="list-style-type: none"> ① 材料が持つ質感（色彩・表情）に近い仕上げを選定 ② 四日市らしさを表現する形態や素材の選定 ③ 地上作物は必要最小限とし、人の活動や緑が映える高質な空間とする ④ 重要な視点場から見える方に配慮した空間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な樹種・地被の採用 ② 多様な建物緑化手法の採用 ③ 人の居場所の近くは季節を感じる植栽計画とし、滞留行動を促進する 	<ul style="list-style-type: none"> ① 利活用インフラの整備 ② 運営に配慮した施設配置 ③ 市民活動を受け入れることができる「ニワ」



利活用における3つの戦略

利活用戦略① 「みんなが気持ちよく過ごすことができる」居心地の良さの実現	利活用戦略② 「みんなでつくり、育んでいく」インクルーシブな賑わいづくり	利活用戦略③ 「使い続けたくなる、何度も来たくなる」魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信
---	---	---

4. 景観形成戦略の更新

景観形成戦略は、運用を行なながら開発動向・情勢に合わせて、適宜新たなルールの追加や緩和等の更新を行います。

四日市市は、景観形成戦略策定・公開（PLAN）の後、主に中央通り公園や沿道開発事業者との調整など実際の運用（DO）を通じて、目標達成の度合いや課題の把握を行い、評価（CHECK）を行った後、関係者との連携を図りつつ、適宜、戦略内容の修正や更新（ACTION）を行います。

景観形成戦略と利活用戦略は、相互に連携した戦略とすることから、内容の更新にあたっては、必要に応じて連動した更新を行います。

①計画（PLAN）段階での運用方針

景観形成戦略の策定・公開

- ・四日市市による策定・公開（関係者：四日市市）

④改善（ACTION）段階での運用方針

景観形成戦略の修正・更新

- ・評価に基づき、デザインWG等を通じて適宜内容を修正・更新（関係者：四日市市・デザインWG等）



②実行（DO）段階での運用方針

景観形成戦略の運用（開発事業者等との調整）

- ・中央通り公園でのPark-PFIや沿道開発等における戦略的運用（関係者：四日市市・民間事業者等）

③評価（CHECK）段階での運用方針

景観形成戦略の評価

- ・中央通り公園整備後に管理主体や運用者の意見を踏まえ、戦略内容について評価（関係者：四日市市・民間事業者等・担当市民等）

5. 景観づくりの考え方（街路骨格のデザイン）

■中央通りの連続性の形成

- 中央通りに沿った「緑」と「光」の連続性を確保し、街路骨格としての軸性を形成
- 一緑の連続性は、既存の樹木を含めた高木の列植によって形成
- 一光の連続性は、車道照明・歩道照明等の列柱によって形成



緑のデザイン（高木列植の方針）

- 既存列植は可能な限り残置する
 - 新植樹木については季節感を演出する
四日市らしい樹木を選定
- 右記：高木植栽リスト一例



光のデザイン

- 歩行者空間は電球色を基本とし、モダンな和の光を表現 (2700K)
 - 夜も安全・安心に歩くことができる (平均路面照度・均斎度の確保)
 - 人の居場所が図として浮かび上がる明かり
- 右記：歩道照明と車道照明による光の連続性の演出



■中央通りの一体性の形成

大きくゆるやかな曲線で南北の分離帯による分断を解消し、中央通り全体を一体的な“大きなニワ”として設えていく異なる特徴をもつ3つのストライプを空間に埋め込むことで、多様な緑と人の居場所となる“小さなニワ”をつくる



6. 公共空間のデザイン

■“ニワ”的デザイン

人の居場所となる多様な緑

- ① 大らかな起伏による立面的な奥行きの形成
- ② ストライプにより“ニワ”と“ニワ”的つながりをつくる
- ③ 多様な環境を創出し、多様な生物の居場所をつくる
- ④ レインガーデンによる雨水流出抑制

■舗装のデザイン

- 骨格を形成する舗装（地と図の舗装）
地と図の舗装は、形状・色彩・素材・仕上げおよび舗装敷設パターンに変化をつけ、領域を形成

- 「ニワ」を形成する舗装
ベンチ等の休憩施設と合わせて「ニワ」の歩道舗装を設えることで、歩行者動線と滞留空間の空間的な分離を図り、居心地の良い滞在の場を設える
(緑化舗装・レンガ舗装・ウッドデッキ)



■ストリートファニチャー（景観形成戦略で掲載される項目は以下）

- 座り場（ベンチ等）：ストライプを形成する蛇籠ベンチ、木材ベンチ、コンクリートベンチのデザインの考え方
- 照明・スマートポール：歩道照明、車道照明、庭園灯、アッパーライト、スマートポールの配置とデザインの考え方
- サイン・屋外広告物：サインのグラフィック、配置、表示内容、屋外広告物の配慮事項、サインデザインの考え方
- 安全施設等：横断防止柵、車両用防護柵、進入防止柵、ボラードの配置とデザインの考え方
- モニュメント等地物：既設・新規モニュメント、景石、分電盤等のデザインの考え方

7. 公共空間のデザイン（公共空間内建築物のデザイン）

中央通り公園に整備される建築物を想定してデザインルールを記載

■形状

- 矩形などシンプルなシルエットとし、過度な装飾は行わない
- 屋内だけでなく、屋外の滞留空間の創出にも寄与するデザインとする
- 荷捌き等の乗り入れについては、中央通り公園の正面に可能な限り設けないこととし、やむを得ない場合は、中央通り公園の正面からの見え方に配慮する
- 階段等の手摺については、縦桟を基本とする
- 庇（ひさし）等を設け、オープンスペースとの間に縁側的な中間領域を可能な限り確保する
- 室外機等設備機器については、可能な限り建築ボリュームと一体化させ、シンプルな建築外形を崩さないよう配慮する
- 北側壁面および南側壁面については、まちづくりの連続性に配慮し、可能な限り“裏側”と見えない形態とする



■色彩

- 無彩色をベースカラーの基本とする（無彩色に近い色彩範囲とする（彩度2以下））
- エリアのデザインに合わせて効果的なアクセントカラーを取り入れる（彩度6以上）

【四日市市景観計画の適合対象となる大きさの建築物】；景観計画に準拠しつつ、色相範囲は上記に準拠することを推奨

■素材・仕上げ

- まちの縁側となるバッファーゾーンについては景観へ配慮した設えとする
- 周辺との調和に留意し、木材を積極的に利用する
- 多様な緑化手法を取り入れた設えとする
- 質感を感じる仕上げを極力採用する



8. 景観維持のための工夫や補修・復旧ルール

整備後、日常時の利用や沿道開発等により、景観が損なわれることの無いように、中央通りの景観維持を目的としたルールを記載

■景観維持のためのエリア設定と誘導

アーバンスポーツとの棲み分けを行い、日常利用・滞留のための空間では右に示すような工夫を行う



■歩道補修・復旧ルール

歩道部の掘り返し後の歩道復旧については、原則、原形復旧とする

9. 沿道建築物等のデザイン

- ニワミチよっかいち基本計画のコンセプトやデザイン方針に沿って、都市の景観や建物の環境性能に配慮した高質な沿道建築物等を誘導する。中央通りの望ましい沿道建築物等のデザインとして、以下に3つの指針を示す。

■望ましい沿道建築物等のデザイン

①低層部への賑わい施設の導入

建築物低層部には、商業施設などの賑わい施設を導入し、通り沿いにはテーブルやベンチ、日影をつくる庇やオーニングを設えるなど開かれた空間とすることが望ましい

【事例】コンフォートホテル四日市
①賑わい施設 ②滞留空間 ③豊かな緑の導入



※三重県初まちなかウォーカブル推進事業を適用

②回遊性向上に寄与する滞留空間の設置

歩行者の移動空間に面する建築物では、まちなかウォーカブル推進事業の活用など、歩行者の回遊性向上やまちの賑わい創出に寄与する滞留空間を計画することが望ましい

【事例】福岡銀行本店
①賑わい施設 ②滞留空間 ③豊かな緑の導入



③豊かな緑の導入や建物の環境性能向上

壁面緑化や①②等の取り組みに合わせた豊富で多様な緑の導入、ZEB実証事業を活用した建物の環境性能の向上など、地域と地球の環境への貢献に取り組むことが望ましい

【事例】三交四日市駅前ビル
①賑わい施設 ③建物の環境性能向上



※三重県初CASBEE Sランク取得
経済産業省ZEB実証事業採択